

○北九州工業高等専門学校機器使用規則

令和元年7月1日 規則第9号

改正 令和6年1月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、北九州工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する機器の本校以外の者への使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他校長が特に認めた者

(機器使用の手続き及び許可)

第3条 機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の前日から起算して20日前までに、[機器使用申請書\(別紙様式1\)](#)を北九州工業高等専門学校長(以下「校長」という。)に提出し、許可を得なければならない。

- 2 校長は、前項の申請があった場合には、地域共同テクノセンター委員会にその内容を諮問し、審議の結果を踏まえ、使用の可否の決定をするものとする。
- 3 校長は、前項の申請を許可したときは、申請者に通知するものとする。
- 4 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
 - (1) 校長の指示に従うこと
 - (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること
 - (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
 - (4) その他校長が必要と認めること
- 5 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。
 - (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
 - (2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

(使用時間)

第4条 機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第5条 第3条第3項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

（使用許可の変更及び取消し）

第6条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日（土日祝日及び本校の休業日を除く）までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- （1） 第3条第4項各号（第3号を除く）に違反し、又はそのおそれがあるとき
- （2） 第5条に違反し、又はそのおそれがあるとき
- （3） その他管理運営上において、支障があると認めたとき

（使用可能とする機器）

第7条 本校以外の者が使用可能とする機器は、一般的に所有しがたい機器を対象とし、地域共同テクノセンター委員会において決定する。なお、主な使用者が退職等により、使用されなくなった機器については、技能向上及び技能継承に寄与すべく、利活用について検討を行う。

（使用料等）

第8条 使用料については、[別表](#)に定める金額とする。

- 2 前項の規定によるもののほか、機器の使用に際して必要となる費用等（以下「必要経費」という。）は、別に徴収するものとする。
- 3 使用者は、前2項に定める使用料及び必要経費（以下「使用料等」という。）を本校が発行する請求書により本校が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。
- 5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

（免責）

第9条 機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 使用者は、故意又は過失により使用した機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（実績報告）

第11条 地域共同テクノセンター委員会は、運用実績を毎年度ごとにとりまとめ、校長に報告する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。